

# ▲電話サービス契約約款（平成11年西企営第1号）

実施 平成11年7月1日

## 目次

第1章 総則	6
第1条 約款の適用	6
第2条 約款の変更	6
第3条 用語の定義	6
第4条 通話以外の通信の取扱い	9
第2章 電話サービスの種類	9
第5条 電話サービスの種類	9
第3章 電話サービスの提供区域	11
第6条 電話サービスの提供区域	11
第4章 契約	11
第1節 加入電話に係る契約	11
第7条 契約の種別	11
第8条 契約の単位	11
第9条 契約者回線の終端	11
第10条 電話加入区域	11
第11条 収容電話サービス取扱所	11
第12条 加入電話契約申込の方法	12
第13条 加入電話契約申込の承諾	12
第13条の2 基本契約期間	13
第14条 電話番号	13
第15条 請求による電話番号の変更	13
第16条 加入電話の種類等の変更	13
第17条 契約者回線の移転	13
第18条 契約者回線の異経路	14
第19条 契約者回線の利用の一時中断	14
第20条 契約者回線の利用休止	14
第21条 電話加入権の譲渡	14
第22条 質権の設定等	15
第23条 加入電話契約者が行う加入電話契約の解除	15
第24条 当社が行う加入電話契約の解除	15
第25条 その他の提供条件	15
第2節 着信用電話契約	15
第26条 提供条件	15
第3節 緊急通報用電話契約	15
第27条 緊急通報用電話契約申込をすることができる者の条件	15
第28条 緊急通報用電話の提供	15
第29条 緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止	16
第30条 その他の提供条件	16
第4節 その他の電話サービスに係る契約	16
第1款 支店代行電話契約	16
第31条 契約者回線の終端	16

第2 工事費  
1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 30,450円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 30,450円)を超える場合は29,000円(税込価格 30,450円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事の場合であって配線工事及び機器工事を伴わないときは、基本工事費は適用しません。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>電話サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、事業所集団電話用の付加機能、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能、迷惑電話おことわり機能、トーキー案内機能及び音声メール機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</td> </tr> <tr> <td>イ 屋内配線工事費</td> <td>次の配線又は転換器(通常の転換器を除きます。)の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)までの配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	電話サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、事業所集団電話用の付加機能、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能、迷惑電話おことわり機能、トーキー案内機能及び音声メール機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。	イ 屋内配線工事費	次の配線又は転換器(通常の転換器を除きます。)の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)までの配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線	ウ 機器工事費	宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	電話サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、事業所集団電話用の付加機能、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能、迷惑電話おことわり機能、トーキー案内機能及び音声メール機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。								
イ 屋内配線工事費	次の配線又は転換器(通常の転換器を除きます。)の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)までの配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線								
ウ 機器工事費	宅内機器の工事を要する場合に適用します。								
(4) 種類若しくは区別の変更又は移転の場合の工事費の適用	種類又は区別の変更の場合の工事費は、変更後の種類又は区別に対応する設備に関する工事に適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事に適用します。								

## 2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置若しくは移転、加入電話の種類等の変更、有線放送電話接続電話の区別の変更、発信者名通知における通知する発信者名の変更、付加機能の利用の開始、番号情報送出機能の区分の変更若しくは追加番号の数の増加、着信課金機能の基本機能の内容の変更若しくは追加機能の内容の変更、着信短縮ダイヤル番号による通話の発信を許容する地域の変更若しくは着信先の変更、迷惑電話おことわり機能の区分の変更、代表番号通知機能により通知する代表電話番号の変更、追加番号通知機能により通知する番号の変更、特定番号通知機能により通知する着信課金番号等の変更、トーカー案内機能の自動応答装置の数の追加、音声メール機能の登録の変更若しくは追加、硬貨収納等信号送出機能の廃止（契約の解除に伴うものを除きます。）、番号ポータビリティに伴う電話番号の付与、端末設備の設置若しくは移転又は回線相互接続に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア イ以外の場合	1の工事ごとに	[2,000円 (税込価格 2,100円)]  基本額 4,500円 (税込価格 4,725円)  加算額 3,500円 (税込価格 3,675円)
	イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(2) 交換機等工事費	ア 契約者回線に関する工事	(ア) (イ)以外の工事の場合	1契約者回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 内部通話用電話の設置工事の場合	1契約者回線ごとに 3,300円 (税込価格 3,465円)
	イ 付加機能に関する工事	(ア) (イ)から(ク)以外の工事の場合（契約者回線に関する工事と同時に施工する場合を除きます。）	1契約者回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 番号情報送出機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。 1電話番号又は1追加番号ごとに 700円 (税込価格 735円)
		区分の変更の工事のとき。	変更する1電話番号又は1追加番号ごとに 700円 (税込価格 735円)
	追加番号の増加工事のとき。	増加する1追加番号ごとに 700円 (税込価格	

		登録の変更又は追加工事のとき。	変更又は追加する1契約者回線ごとに	500円 (税込価格 525円)	
	(ク) 事業所集団電話用の付加機能の利用開始に関する工事の場合	簡易会議電話機能	1機能ごとに	90,000円 (税込価格 94,500円)	
		固定短縮ダイヤル機能(記憶容量50)	1機能ごとに	145,000円 (税込価格 152,250円)	
		特殊共電発信機能	1契約者回線ごとに	11,800円 (税込価格 12,390円)	
		通信発信規制機能(100回線用)	1機能ごとに	17,000円 (税込価格 17,850円)	
		受付設備接続機能	5形用	1受付設備ごとに	255,000円 (税込価格 267,750円)
			10形用	1受付設備ごとに	350,000円 (税込価格 367,500円)
			自動転送機能	1契約者回線ごとに	500円 (税込価格 525円)
			その他の付加機能		別に算定する実費
(3) 屋内配線工事費	既設配線を利用しない場合		1配線ごとに	[1,600円 (税込価格 1,680円)] 4,800円 (税込価格 5,040円)	
	既設配線を利用する場合		1配線ごとに	[500円 (税込価格 525円)] 2,400円 (税込価格 2,520円)	
	転換器の工事をする場合の加算額	転送式転換器	1組ごとに基本額(転換器2個) 加算額(追	2,100円 (税込価格 2,205円) 2,100円	

				加転換器 1 個ごとに)	(税込価格 2,205円)
			ピンク電話機用転 換器	転換器 1 個 ごとに	2,100円 (税込価格 2,205円)
(4) 機 器工 事費	ア 電話機			1 個ごとに	[500円 (税込価格 525円)] 1,200円 (税込価格 1,260円)
	イ 受付 設備	5形無ひも式		1 台ごとに	100,000円 (税込価格 105,000円)
		10形無ひも式		1 台ごとに	145,000円 (税込価格 152,250円)
		簡易式		1 台ごとに	48,000円 (税込価格 50,400円)
		付加装置	集中応 答装置	転換機能が付加 されていないもの	1 装置ごと に
	転換機能が付加 されているもの			1 装置ごと に	105,000円 (税込価格 110,250円)
	ウ シルバーホン (ふれあい) の付加装置			1 装置ごと に	[500円 (税込価格 525円)] 1,100円 (税込価格 1,155円)
	エ シル バーホ ン (ひつだ ん)	音響結合式以外のもの		1 装置ごと に	[1,000円 (税込価格 1,050円)] 2,400円 (税込価格 2,520円)
音響結合式のもの		1 装置ごと に	[700円 (税込価格 735円)] 1,600円 (税込価格 1,680円)		

オ シルバーホン (あんしん)	基本装置		1 装置ごとに	[500円 (税込価格 525円)] 1,200円 (税込価格 1,260円)
	付加装置	リモートスイッチ	有線方式によるもの	1 装置ごとに [500円 (税込価格 525円)] 1,100円 (税込価格 1,155円)
			無線方式によるもの	1 装置ごとに [400円 (税込価格 420円)] 800円 (税込価格 840円)
カ	低周波附属電鈴 (シルバーベル)		1 個ごとに	[500円 (税込価格 525円)]
キ	閃光式着信表示器 (フラッシュベル)		1 個ごとに	[500円 (税込価格 525円)] 1,200円 (税込価格 1,260円)
ク	ファクス信号装置		1 装置ごとに	[900円 (税込価格 945円)]
ケ 送受話器 (騒音用)	設置工事の場合		1 個ごとに	3,700円 (税込価格 3,885円)
	移転工事の場合		1 個ごとに	1,200円 (税込価格 1,260円)
コ	送受話器 (めいりょう)		1 個ごとに	[500円 (税込価格 525円)] 1,200円 (税込価格 1,260円)
サ	その他の装置			別に算定する実費

<p>(5) 着信短縮ダイヤル機能に関する工事費の特例</p>	<p>ア 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、東日本電信電話株式会社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる契約者は、当社が、東日本電信電話株式会社の提供する着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を譲り受けることを承認していただきます。この場合、当社及び東日本電信電話株式会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>イ 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を、当社の交換機等工事費とみなして取り扱います。</p> <p>ウ 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、東日本電信電話株式会社の電話サービスに係る契約者であって当社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる者は、当社の着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を当社が東日本電信電話株式会社に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び東日本電信電話株式会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>エ 前項の規定により、債権を譲渡することとなる工事費に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、東日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>オ 当社は、ウの規定に該当する場合は、(2)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、着信短縮ダイヤル機能に係る基本工事費を適用しません。</p>
<p>(6) 代表番号通知機能に関する工事費の適用</p>	<p>代表番号通知機能に関する工事費については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、代表電話番号ごとに適用します。</p>
<p>(7) トーキー案内機能に関する工事費の特例</p>	<p>ア 加入電話契約（タイプ2に係る加入電話契約及び臨時加入電話契約を除きます。）の申込み（施設設置負担金の差額負担金が適用される場合を除きます。）と同時にトーキー案内機能の利用を開始するときは、2（工事費の額）の規定にかかわらず、その工事費の額から32,800円(税込価格 34,440円)を減額して適用します。</p> <p>イ 契約者の請求により、トーキー案内機能を利用している契約者回線を移転する場合であって、その移転後の場所において移転前に使用していた自動応答装置をそのまま継続して使用してトーキー案内機能を提供することができる場合は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、トーキー案内機能に関する工事費の支払いを要しません。</p>
<p>(8) 請求による電話番号の変更に関する工事費の適用</p>	<p>契約者からの請求により電話番号を変更した場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税込価格 2,625円)とします。</p>
<p>(9) 総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一</p>	<p>現に利用している総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止又はポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に契約者回線の設置、契約者回線の移転又は番号情報送出</p>

<p>の電話番号等となる場合の工事費の適用</p>	<p>機能の利用の開始があった場合であって、その総合デジタル通信サービスにおいて利用している契約者回線番号又は追加番号と同一の番号が電話番号又は追加番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算して(施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、(3)欄のアの規定にかかわらず1,000円(税込価格 1,050円)を交換機等工事の額として)適用します。</p>				
<p>(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用</p>	<p>番号ポータビリティ（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。</p>				
<p>(11) 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事費の適用</p>	<p>ア 2（工事費の額）に規定する角かっこ内の工事費の額は、次の者が利用するシルバーホン（ひびき）、シルバーホン（ふれあい）、ファクス信号装置、シルバーホン（ひつだん）、シルバーホン（あんしんS）、低周波附属電鈴（シルバーベル）、閃光式着信表示器（フラッシュベル）及び送受話器（めいりょう）に関する工事（以下この欄において「身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事」といいます。）の場合に限り、適用します。</p> <p>（ア） 65歳以上のひとり暮らし老人（65歳以上の老人であって心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。）</p> <p>（イ） 身体障害者</p> <p>イ 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事と他の工事（交換機等工事のみの工事を除きます。）を同時に施工するときは、それらの工事を身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事以外の1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>				
<p>(12) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用</p>	<p>次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。</p> <p>ア 別棟との間の配線工事</p> <p>イ 臨時加入電話契約又は臨時内部通話用電話契約に係る配線工事</p> <p>ウ 当社が別に定める配線工事</p>				
<p>(13) 割増工事費の適用</p>	<p>次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="558 1736 1252 1892"> <thead> <tr> <th data-bbox="558 1736 933 1780">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="941 1736 1252 1780">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="558 1780 933 1892">午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日に</td> <td data-bbox="941 1780 1252 1892">その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日に	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日に	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し				



	<table border="1"> <tr> <td>あつては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td>引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</td> </tr> </table>	あつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額
あつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額				
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額				
(14) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 短縮ダイヤル機能、不在案内機能（でんわばん）、通話中着信機能、高度自動着信転送機能（ボイスワープ）、複合着信転送機能、二重番号機能、発信者名受信機能、ノーリング通信機能、登録制御信号受信機能、発着信専用機能、代表機能、他事業者アクセス短桁ダイヤル機能、簡易会議電話機能（単独電話用に限ります。）又は高度音声蓄積機能の利用開始の工事</p> <p>イ ローゼットからジャックへの変更の工事</p> <p>ウ 間違い電話による電話番号の変更の工事（電話加入権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。）</p> <p>エ タイプ2の支店代行電話に係る工事</p>				
(15) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>				

				とに	735円)
(ウ) 着信課金機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき。			1 着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき。			1 着信課金番号につき 1 の追加機能ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(エ) 着信短縮ダイヤル機能の利用開始、着信短縮ダイヤル番号による通話の発信を許容する地域の変更又は着信先の変更に関する工事の場合					別に算定する実費
(オ) 迷惑電話おことわり機能の利用開始又は区分の変更に関する工事の場合				1 登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(カ) トーキー案内機能に関する工事の場合	臨時以外のもの	利用の開始工事のとき。	契約者回線の部分	1 契約者回線ごとに	22,900円 (税込価格 24,045円)
			自動応答装置の部分	1 自動応答装置ごとに	13,000円 (税込価格 13,650円)
		自動応答装置の追加工事のとき。			追加する 1 自動応答装置ごとに
	臨時のもの	利用の開始工事のとき。	契約者回線の部分	1 契約者回線ごとに	1,300円 (税込価格 1,365円)
			自動応答装置の部分	1 自動応答装置ごとに	2,700円 (税込価格 2,835円)
		自動応答装置の追加工事のとき。			追加する 1 自動応答装置ごとに
(キ) 音声メール機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。	1 集団用交換設備用音声蓄積装置ごとに	基本額 (本体装置 1 台及びメール装置 2 台まで)	450,000円 (税込価格 472,500円)	
			加算額 (追加メール装置 1 台ごとに)	100,000円 (税込価格 105,000円)	

2-2 利用の一時中断又は利用休止に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
(1) 利用の一時中断又は利用休止の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)		
	イ 交換機等工事費	(ア) (イ)から(エ)以外の工事	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
		(イ) 番号情報送出機能の利用の一時中断の工事	ア イ以外のとき。	1電話番号又は1追加番号ごとに	700円 (税込価格 735円)
			イ 追加番号のみの利用の一時中断のとき。	利用の一時中断をする1追加番号ごとに	700円 (税込価格 735円)
		(ウ) 着信課金機能の利用の一時中断の工事	1着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
		(エ) 着信短縮ダイヤル機能の利用の一時中断の工事		別に算定する実費	
(2) 再利用の工事			2-1の工事費の額と同額		